

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 7 月 4 日現在

機関番号：34425

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2019

課題番号：26380198

研究課題名(和文) 第二次世界大戦下に強制収容された日系ラテンアメリカ人に対する戦後補償

研究課題名(英文) The Path To Seek Redress against The US Government for The Japanese Latin Americans Who Were Forced To Go To US from Latin American Countries

研究代表者

賀川 真理 (KAGAWA, MARI)

阪南大学・国際コミュニケーション学部・教授

研究者番号：10299018

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：第二次世界大戦中に、アメリカによってラテンアメリカ諸国からテキサス州クリスタル・シティ抑留所に収容された元日系ラテンアメリカ人収容者について、第1に元収容者本人とアメリカでの戦後補償交渉に携わった方々へのインタビューを行い、第2になぜこのような強制連行及び強制収容が行われたのか、その真実を確かめるために、日米秘(ペルー)3か国の国立公文書館において第一次史料を閲覧した。

研究成果としては2016年にアメリカ史学会で報告を行ったほか、「アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償 市民自由法制定から30年を経た今、点から線へ(前・後編)」『阪南論集・社会科学編』等にまとめた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究成果は、ラテンアメリカ諸国からアメリカ人戦時捕虜との交換のため、アメリカに強制連行された日系人の存在を公にできたことに留まらない。

第1にアメリカに居住する元日系ペルー人たちの中で、1998年のモチヅキ訴訟以前に、日系アメリカ人を対象とした市民自由法(1988年)による補償を受けていた人々がいたこと、第2にそのモチヅキ訴訟の原告代表で、クリスタル・シティ抑留所に収容されていたカルメン・モチヅキさん、アリス・ニシモトさん、同補償交渉の中心的存在グレイス・シミズさんほかから直接話を聞くことができたこと、第3に研究過程で家族名簿の存在がわかり、今後の研究に繋げることができたことなどである。

研究成果の概要(英文)： The purpose of this research is to clarify the fact why the Japanese Latin American (mostly Japanese Peruvian) were forced to go to US from their Latin American countries during WW and how they sought the redress as the proof of a formal apology from the United States Government. So I studied the first source materials at the National Archives in US, Peru and Japan, made interviews toward former Japanese Latin American internees, who reside now in US and Peru, to ask their own family lives in Peru and the life at Crystal City Internment Camp in Texas, and the activists who engaged in seeking redress against the US Government for the Japanese Latin Americans after the Civil Liberties Act was enforced in 1988.

Please see my research outcome on my researchmap (<https://researchmap.jp/read0053265>) which include the presentation at an academic conference of Nihon Amerikashi Gakkai(The Japanese Association for American History) in 2016 and peer-reviewed articles in 2019.

研究分野：政治学

キーワード：日系ペルー人 強制連行 クリスタル・シティ抑留所 戦後補償 モチヅキ裁判 市民自由法 戦時人質交換 聞き取り調査

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究開始のきっかけ

本研究の着想に至った直接的な契機は、2008年4月からの1年間、研究者が客員研究員としてカリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)に滞在していた際に、同校において第二次世界大戦中にラテンアメリカ諸国からアメリカに連行された日系ラテンアメリカ人への戦後補償を求める運動を紹介する集会があり、そこに参加したことであった。

同会では、幼少の頃にペルーからアメリカの抑留所に行くことになった元収容者や、同運動の支援者らが演説をした。研究者は、アメリカに連行されることになった日系ラテンアメリカ人の存在そのものを知らなかったため、この時に多数の質問を行い、のちには個別に話をしたり連絡先を伺ったりし、後日お会いしてインタビューを行うことから研究をスタートさせた。

(2) 先行業績など

本研究について、研究開始以前はアメリカで出版された C. Harvey Gardiner, *Pawns in a Triangle: The Peruvian Japanese and the United States* (Seattle and London: University of Washington Press, 1981) と Thomas Connell, *America's Japanese Hostages: The World War Plan for a Japanese Free Latin America* (Westport, Connecticut: Praeger, 2002) という代表的な著作と、収容者自身が書いた自伝として Seiichi Higashide, *Adios to Tears: The Memoirs of a Japanese-Peruvian Internee in U.S. Concentration Camps* (Seattle and London: University of Washington Press, 2000) が知られていた。

一方日本では、本テーマを数ページで記述された著書は見られたものの、その内容について正面から取り上げているものを、研究開始以前に発見するには至らなかった(のちに戦後日本にいられた元収容者による自伝の存在などを知る)。研究者自身によるものでは、当時のルーズヴェルト(Franklin D. Roosevelt)政権下で、日系ラテンアメリカ人をアメリカに送還する上で重要な役割を果たしたとされるウェルズ(Summer Wells)国務次官による文書を含む、ルーズヴェルト大統領図書館での史料を基に執筆した、「ルーズヴェルト政権下における日系ラテンアメリカ人の強制収容と戦後補償」『阪南論集』阪南大学学会、2014年3月などがあった。

2. 研究の目的

(1) 概要

本研究では、第二次世界大戦中にラテンアメリカ諸国からアメリカのテキサス州クリスタル・シティ抑留所に収容されていた方々及びその方たちへの戦後補償運動に携わられた関係者へのインタビュー、そしてルーズヴェルト政権下での政策決定過程などに関する一次史料を閲覧することにより、本研究テーマの全容を明らかにすることを目的とした。

(2) 詳細

第1に日系アメリカ人及び日本人を対象とした補償交渉の陰になり、これまで日米双方において知られることの少なかった、「戦争捕虜」(または「人質」としてクリスタル・シティ抑留所に連行されたラテンアメリカ13か国出身の日系ラテンアメリカ人及び日本人2264人が、収容されるに至った背景と経緯を分析する。

第2に彼らに対する戦後補償に対し、アメリカ政府・議会が日系ラテンアメリカ人の強制連行に対してどのような対応を示してきたのか、日系アメリカ人を対象とした市民自由法との比較を含め、その思惑を浮き彫りにする。

3. 研究の方法

(1) 概要

本研究は 5 年計画で実施することとした。本テーマを実行するにあたり、まずは研究者が研究開始以前にすでに面識を得ていたペルー生まれの元収容者ヘクター・ワタナベ(Hector Watanabe)さんから、補償交渉の活動を通じて知り合ったアメリカ在住の関係者を紹介して頂き、インタビューをさせて頂く形をとることにした。さらに、ラテンアメリカからアメリカに連行された日系人の約 8 割の方々ペルー出身者であることから、実際には戦後ペルーに帰国できた方は少ないものの、ペルーでのインタビューも計画した。

一次史料に関しては、アメリカで出版された著書で実際に使用された史料の原文書に当たることからはじめ、加えて日本人としての視点で可能な限り多くの関連史料に目を通し、全容の理解に努めることとした。同時に、収容当時大人であった一世の方々の多くがすでに他界され、事情をお伺いすることができないことから、ペルーにおいて日本では入手できない現地で出版された日本語やスペイン語の記念誌やペルー在住者の自伝などからも情報を得たいと考えた。

(2) 具体的な計画

アメリカおよびペルーにおられる元日系ラテンアメリカ人収容者及びその子孫の方々と面会し、収容前の暮らしとアメリカによる強制収容の実態、抑留所閉鎖後の生活、戦後補償運動とのかかわりなどについて聞き取り調査を行う。

日系ラテンアメリカ人に対する本格的な戦後補償を求める動きが進行する中で、中核的な存在であった Campaign for Justice(以下、CFJ)と連絡を取り、戦後補償に対する組織としての立場、及び同運動に参加することにした個人的な理由を尋ねる。

ルーズヴェルト政権下で行われた組織的な日系ラテンアメリカ人に対する強制連行及び強制収容について、アメリカのワシントン DC ほかにある国立公文書館とペルーのリマにある国立公文書館、日本の外務省外交史料館(東京・麻布台)などで、可能な限り多くの一次史料を閲覧し、アメリカの真意と収容の実態を明らかにする。

4. 研究成果

(1) 概要

2014(平成 26)年度から開始した本研究課題において、アメリカとペルーで 13 人の元収容者(このうちペルー出身者は、収容当時 3 歳から 12 歳の二世)及び戦後補償運動に携わってこられた方々と、対面でのインタビューを行うことができた。なかでも、モチヅキ訴訟における原告代表でペルー生まれのカルメン・モチヅキ(Carmen Mochizuki)さんと、日系アメリカ人でクリスタル・シティ抑留所に収容されていたヤエ・アイハラ(Yae Aihara)さんとは、事前に準備をしていたインタビュー内容だけでなく、さらに発展させた詳細な質問にまでお答え頂くため、複数回にわたる対面でのインタビューや国際電話、手紙などで回答得た。

またワタナベさんに続きすべての関係者が、史実を深く知ろうとする研究者のために多大な時間を惜しみなく割いて頂いたうえに、ご家族との思い出やご自分が大切に保管されていた写真や政府文書、新聞の切り抜き、史料などを共有させて頂き、その後もインタビュー内容の確認や戦後補償に携わられた方々をご紹介頂くなど、多岐にわたりご協力を頂いた。

史料面では、アメリカ政府関連の一次史料を収集するため、ワシントン D.C.及びメリーランド州カレッジ・パークにある国立公文書館(National Archives)に 2 度出張した。前者では、クリスタル・シティ抑留所の日本語学校関係の史料や写真などを閲覧し、なかでも鉄筆で記された挿絵付きの日本語新聞が保管されており、同抑留所内での日本人の生活を垣間見ることができた。後者では、同抑留所に関する国務省作成の宣伝ビデオを視聴したほか、クリスタル・シティ抑留所に収容されていた日系人、ドイツ人、イタリア人関連の収容年ごとの名簿や、想像を超え

るほど膨大な政府関係の一次史料をできる限り閲覧した。

ペルーでは国立公文書館(Archivo General de la Nación)を訪れ、Inventario de Documentos del Ministerio del Interior (対外関係史料) を閲覧したが、これは当時のペルーとアメリカとの国家間関係を示すものとしては有効であるが、閲覧上の制約があることなどから、具体的なペルーにおける日系人収容者やその手続きに関する史料は発見できなかった。

一方で、日秘文化会館内にあるペルー日本人移住史料館(Museo Commemorativo de la Inmigración Japonesa en el Perú) や同会館の図書館を訪問し、ペルーやペルー以外のラテンアメリカ諸国に居住されていた日系人に関する記念誌や自伝等を中心に閲覧した。

(2) 研究成果 インタビューによる人脈形成

本研究を遂行したうえで得られたことは、有形無形の人脈である。これまで、第二次世界大戦中にアメリカ政府によってアメリカに連行された日系ラテンアメリカ人の存在について、日本で知られる機会はほとんどなかった。また家族が当事者でない限り、関係者により数年に 1 度アメリカと日本で行われている「ペルー会」へのアクセスは困難で、アメリカの国立公文書館のファイル項目から、収容された方々の詳細な情報が得られることが推定されたにもかかわらず、同史料は関係者もしくは関係者同伴でないと閲覧ができないことが発覚した。

しかし、研究者は可能なことを組み合わせることにより、これらを克服しようとするに至った。その一つが、「名簿」の存在である。本研究でのインタビューにより知り合う機会を頂いた関係者から、クリスタル・シティ抑留所の元収容者で、戦後アメリカに残られた(あるいは一度日本などに行った後、再びアメリカに戻られた)方々の名簿、同抑留所閉鎖後に日本に行った日系人の日本での滞在先の名簿、同抑留所において収容当時、日本人自治会が発行した家族名簿を共有させて頂いたことに加え、アメリカの国立公文書館において収容当時のアメリカが管理する日本人家族の名簿を閲覧できたことから、日系人収容者の全体像を把握することができた。

また、CFJ のコーディネーターとして日系ペルー人に対する補償交渉で重要な役割を果たし、議会証言なども行ってこられたグレイス・シミズ(Grace Shimizu)さん、NCCR(Nikkei for Civil Rights & Redress)の代表として補償交渉を牽引されてこられたリチャード・カツダ(Richard Katsuda)さんとのインタビューを通じ、実際の補償交渉では、アメリカに連行された家族や日系アメリカ人だけでなく、2009 年時点で他のエスニック・グループを含む 64 もの支援者団体や弁護士(無報酬を含む)による支援の輪ができていたことを知ることができた。

これらの聞き取り調査により、自分たち家族が収容されたことへの思いについては、親世代からほとんど何も語られることがなかった子供たちではあるが、父親らが収容された当時の状況や抑留所で過ごした日々については、ご本人自らが子供という視点で直面しあるいは家族から聞くことにより、戦争終結から 75 年を経た今になっても鮮明に記憶されていることがわかった。

(3) 研究成果 戦後補償関連

研究者は当初、日系ラテンアメリカ人への戦後補償運動は、1988 年に成立した日系アメリカ人を対象とする市民自由法から日系ラテンアメリカ人が対象外とされたために行われているものと考えていた。なぜなら、そのことについてインターネットから得られる資料で詳細に書いているものは、研究者が知る限り皆無であったからである。

そのため、モチヅキ裁判において CFJ が「日系ラテンアメリカ人へ補償を！正義を求めるキャンペーン」と銘打って活動をされていたものの、研究者はワタナベさんが実はすでに市民自由法による補償を受けていながらも活動を続けておられたことをご本人から伺って知っていたため(ただしその理由を伺うと、「私は例外であった」とのことです)それ以上のことはわからず、2016 年に学会報告をした際には、市民自由法により戦後補償を受け取っていた方々もおられる

中で、どのような基準でそれらの申請が認められていたのかわからぬまま臨んでいた。

以後その疑問を解決するため、研究者がそのことについて CFJ の関係者や元収容者自身にも質問をぶつけたが、最終的にはモチヅキさんが所有されていた文書が契機となり、日系ラテンアメリカ人で市民自由法での例外的な適用者となったのは、単に終戦時以降もアメリカに居住し続け、市民や永住者となった元収容者たちではなく、特定の期間に、収容時に遡って「不法入国滞在者」としての身分の変更を申請した 189 人のみであったことが判明した。

このことにより、モチヅキ裁判ではラテンアメリカ 13 か国からアメリカに連行された 2264 人（実際には、その後死亡された方やアメリカで収容中に生誕された方々を考慮する必要あり）から、これら 189 人を除いた方々を対象に行われた訴訟であることがわかった。

ところで、市民自由法で補償対象者となった日系アメリカ人と日系ラテンアメリカ人は、一人当たり 2 万ドルを受け取ることが認められたが、モチヅキ訴訟は最終的には和解となり、その際の補償額は、市民自由法と比較してわずか 4 分の 1、5000 ドルであった。

これらのことについて、モチヅキさんは研究者とのインタビューで、「私たちにだけ 2 万ドルくれるって言うの」、でも「それでは忍びない」との気持ちを打ち明けられた。そして、ラテンアメリカ諸国からアメリカによって連行された収容者たちについて、「ペルーに帰った人も、日本に行った人も、みんな同じ 5000 ドル」をもらうことができ、なかにはペルーからモチヅキさんに礼状を出された収容者の方がおられ、そのことをとても嬉しく思われていた。

すなわちモチヅキ訴訟を入念に研究した結果、同訴訟では当初、原告代表者のみに市民自由法の補償額と同額の 2 万ドルを出す用意があるとの提案があったが、そもそも訴訟の申し立てにおいて、「原告は自分たちおよび同じ立場にいるすべての人々のために、今回の訴えを起こした」と明記しており、市民自由法では戦後日本に行った元収容者は対象外とされていたが、モチヅキ訴訟では日本やペルー、アメリカに居住するすべての元収容者に対して、一人当たり 5000 ドルを届ける決着が図られたことがわかった。

（４）今後の展望

以上のように、これまであいまいになっていた第二次世界大戦中における日系ラテンアメリカ人のアメリカへの強制連行および戦後補償について、関係者へのインタビューと一次史料による裏付けにより、より正確な史実を明らかにする第 1 歩が踏み出せたと考える。

しかし、課題はまだ山積している。すなわち第 1 に、抑留所のことを知る当事者は、当時 3 歳であられた二世の方でももはや 80 歳近くになられ、高齢化が進んでいるという現実がある。今後、聞き取りをさせて頂ける機会を頂けるならば、できるだけ早期に一人でも多くのファミリーヒストリーや史実を伝承したい。

第 2 に、各国の史料館や当事者が保管している一次史料、自叙伝を含む書籍、写真などの所在が把握されておらず、また日系ペルー人以外の他のラテンアメリカ諸国から連行された残りの 2 割の収容者に関する研究はほとんど取り上げられていない。本研究テーマに関する史実を正確に残すためには、研究者自身ができる範囲内で、継続して元収容者の方々へのインタビューや研究史料を収集して成果を報告するだけでなく、日本や他国の研究者とも手を携えて、それらのリストアップと一元化、そしてデジタル化が急務であると考えます。

そして第 3 に、アメリカやペルーで活躍しておられる日系人元収容者の中には日本語を、またアメリカ以外に居住されている方の中には英語を理解しない方がおられる。戦後、日米秘など異なる環境で生活することになった家族は、それぞれの使用言語が異なる状況に身を置くこととなった。歴史的な史実の全容を収容者や家族が把握するためにも、言葉の壁を取り払ってインタビューや史料収集を行い、ユニバーサルな形での史実の発信とリスト化を実現する必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 賀川 真理	4. 巻 第54巻第2号
2. 論文標題 アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償 市民自由法制定から30年を経た今、点から線へ（前編）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『阪南論集・社会科学編』	6. 最初と最後の頁 17-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 賀川 真理	4. 巻 第55巻第1号
2. 論文標題 アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償 市民自由法制定から30年を経た今、点から線へ（後編）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『阪南論集・社会科学編』	6. 最初と最後の頁 1-8
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 賀川真理	4. 巻 第52巻第2号
2. 論文標題 テキサス州クリスタル・シティ抑留所をあとにして71年 カルメン・モチヅキさんとヤエ・アイハラさんのあゆみ（前編）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 『阪南論集・社会科学編』	6. 最初と最後の頁 169-185
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 賀川 真理	4. 巻 第53巻第1号
2. 論文標題 テキサス州クリスタル・シティ抑留所をあとにして71年 カルメン・モチヅキさんとヤエ・アイハラさんのあゆみ（後編）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 『阪南論集・社会科学編』	6. 最初と最後の頁 103-122
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 賀川 真理	4. 巻 第53巻第2号
2. 論文標題 テキサス州クリスタル・シティ抑留所をあとにして71年 カルメン・モチヅキさんとヤエ・アイハラさんのあゆみ(補遺)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『阪南論集・社会科学編』	6. 最初と最後の頁 215-225
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 賀川真理
2. 発表標題 「第二次世界大戦下における日系ラテンアメリカ人の強制送還に関する一考察 なぜ彼らがアメリカに送還されなければならなかったのか」
3. 学会等名 日本アメリカ史学会、自由論題
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 賀川真理
2. 発表標題 第二次世界大戦下にアメリカによって強制収容された日系ラテンアメリカ人に対する戦後補償
3. 学会等名 阪南大学あべのハルカスキャンパス公開講座
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----